

令和6年度
事業

白河市ブロック塀等改修助成事業

ブロック塀等改修補助金

募集のご案内

震災に強いまちづくりを推進するため、**避難路沿い**^{※1}にある地震等で倒壊する恐れのある**ブロック塀等**^{※2}の除去・建替え・改修について、費用の一部を補助します。

申請
期間

令和 6年 5月 7日 (火)
～
令和 6年11月29日 (金)

補助
金額

最大：15万円

※補助金の交付決定前に契約又は工事着手した場合は補助対象となりません。
※申請期間内に「申込先着順」で受付します。
※申請期間終了後、予算枠の状況によっては、期間を延長する場合があります。

対象となる工事費用の2/3を補助します。
ただし、上記の金額が上限です。

補助の要件 (主なもの)		補助の要件 (主なもの)	
1	個人であり市税の滞納をしていない者。	5	補助の対象となるブロック塀等が建築基準法42条に規定される道路内に残されないもの。
2	当該ブロック塀等の所有者又は当該ブロック塀等の所有者と同一世帯に属する者。	6	補助金交付決定年度の概ね12月末日までに改修工事が完了するもの。
3	市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等のうち、建築基準法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却、建替え、改修であって、次の各号のいずれかに該当するもの。 ① ブロック塀等の取り壊し及び取り壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分 ② 除却部と存知部の取り合いの補修 ③ ブロック塀等を除却した場所へのブロック塀等やフェンス、生垣の設置 ④ 既存のブロック塀等の補強	<p>※1…避難路とは？ 白河市耐震改修促進計画に位置付けた避難路で、建築基準法第42条に該当する道路</p> <p>※2…ブロック塀等とは？ コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀（門柱、門扉、控壁及び擁壁（土圧を受ける部分）は除く。）</p> 	
4	補助の対象となるブロック塀等の部分について、以前にこの補助又はほかの制度による補助金の交付を受けていない者。		

お問い合わせ先 建築住宅課 建築係 電話：0248-22-1111（内線：2274）

申請方法

- ◎ 申請期間内に、申請書に必要な書類を添えて、執務時間（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）内に建築住宅課窓口へ提出してください。
- ◎ 申請書等は建築住宅課で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。
- ◎ **補助金の交付決定前に契約又は工事着手した場合、補助の対象となりません。**
- ◎ 下記の提出書類が全て揃っていない場合は受付が出来ませんのでご注意ください。（記入漏れにご注意ください。）
- ◎ 写し（コピー）が必要なものについては、必ず写しをご準備ください。

○事前協議時提出書類○

- ① 白河市ブロック塀等改修助成事業事前協議書

申請書に自筆で記名している場合、印鑑は不要です。

○申請時提出書類○

- ① 白河市ブロック塀等改修助成事業補助金交付申請書
- ② 工事見積書
- ③ 工事着手前の写真（ブロック塀等全景写真及び改修箇所写真）
- ④ ブロック塀の点検表
- ⑤ 市税の納付状況の調査に対する同意書
- ⑥ 住民票（世帯票）、登記事項証明書その他の対象ブロック塀等の所有者であることを証する書類
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

写し（コピー）を提出の書類も原本を確認いたしますので、原本を必ずお持ちください。

手続きの流れ

① 事前協議 ◎補助対象要件、必要提出書類の説明等を行います。

◎事前協議書を提出してもらった後、市の職員が現地調査に伺います。

◎補助金を申請される際には業者の見積書等が必要となりますので早めに相談してください。

② 申請 ◎必要書類を添えて申請書を提出してください。

◎申請期間 令和6年5月7日（火）～令和6年11月29日（金）

③ 審査 ◎書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。

④ 交付決定 ◎交付決定の通知をお渡しします。

※交付決定日以降に契約及び工事着手してください。

おおむね12月末日までに工事を完了させてください。

⑤ 実績報告 ◎工事が完成したら、速やかに必要書類を添えて実績報告書を提出してください。

⑥ 額の確定 ◎書類審査を行い、補助金の額を確定します。

⑦ 請求 ◎請求書に記入・押印の上、請求書を提出してください。

⑧ 振込 ◎請求を受け付け後、順次口座振込みにより補助金を交付します。

・不正があった場合は、既に補助金の交付を受けた場合であっても、その補助金を返還していただきます。